

平成 30 年 2 月 5 日

各支店配電（工事・技術）GL 殿

配電部 スマートメーター管理センター所長
設備企画 GL

【周知】高圧誘導形計器の適用範囲の変更について

平成 30 年度から実施する高圧以上自動検針化対応（以下、「自動検針対応」という。）に伴い、高圧誘導形計器の適用範囲を変更することから、関係箇所へ周知のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 適用範囲の変更

(1) 契約種別毎の適用計器

高圧誘導形計器の適用範囲を表 1 のように変更する。

なお、本変更に伴い、配電部HPの設備企画G（計測器）に掲載している、高低圧計測器選定表も更新する。

表 1. 契約種別毎の適用計器

契約種別		現在	変更後
事業用電力（500 kW未満）	ロードヒーティング以外	誘導形	IV型計器
	ロードヒーティング		長期間停電補償用IV型計器
農事用電力（500 kW未満）	（変更なし）		
融雪用電力（500 kW未満）			
深夜電力（500 kW未満）	設備常置※1		IV型計器または誘導形
臨時電力（500 kW未満）	設備常置以外※2		
オプション契約（500 kW未満）※3			

※1 設備常置とは、ライスセンター、麦乾などの季節需要で計測器を常設しているもの。

※2 ここでは、使用期間が1年未満の臨時契約を指す。

※3 オプション契約用の計器は自動検針対応の対象外。

(2) 適用開始時期

表 1 の適用開始時期は、工事種別に係わらず、4 月 1 日以降に実施する工事（計測器工事設計の【工期（自）】を「2018/04/01」以降としたもの）を対象とする。

2. 自動検針対応による誘導形計器から電子計器への取替

現在、誘導形計器を設置している箇所の自動検針対応による電子計器への取替は、検満工事での実施を基本とし、その他は通信端末の単独取付に合わせて実施すること。

なお、高圧誘導形計器が設置されている箇所の検満工事設計においては、表 1 に示す変更後の適用計器の種類によらず、一律、長期間停電補償用IV型計器が取付計器として展開されることから、必要に応じてIV型計器に設計修正すること。

3. 高圧単相誘導形計器の取扱い

高圧単相誘導形計器（対象リストは【別紙】を参照）についても、前項2. の取扱いに準じるが、電子計器への取替に際して、以下の点に留意すること。

- ✓ 計量装置は三相計測器を使用するため、VCTも含め取替（組替）すること。
- ✓ VCTの接続について、電源側は三相（U、V、W）接続し、負荷側は単相（U、V）接続を基本とするが、電源側の三相化工事が困難な場合は、単相（U、V）接続も可能とする。ただし、電源側が単相の場合は、計器の駆動電源の関係上、取付可能な計器メーカーが限定されるため注意すること。

（「東芝製」および「計器工業製のうち東芝設計分（型式：BM3EA-R）」は取付不可となる。）

- ✓ 電源側三相工事の可否に関わらず、三相計測器で単相負荷を計量するため、お客さまとの協定が必要となることから、営業受付担当と連携の上、取り進めること。

4. 力率測定の取扱い

今回の適用範囲変更により新たに電子計器を適用する契約のうち、力率割引・割り増しの規定がある契約（農事用電力、融雪用電力、設備常置の臨時電力）においても、現在の力率測定は継続実施するものとし、電子計器に表示される力率は用いない^(注)こと。

^(注) 約款上、「負荷が最大と認められる時間の力率を基準として、お客さまとの協議によって定める。」とあることから、電子計器に表示される力率（＝平均力率）を適用することは不可。

5. その他

臨時契約の自動検針対応は、法的分離（平成32年4月）時点で設置されているものが対象となることから、使用期間1年未満の臨時契約（500kW未満）については、当面、誘導形計器を適用するものとし、変更の際はあらためて周知する。

6. 添付書類

【別紙】高圧単相リスト

以上

（担当：SMC高柳 80-3882）